

日本共産党 滋賀県議 杉本としたか県政レポートNo.48



12月14日 県庁で記者会見

杉本県議を先頭に 県政と県議会の歪みを正す日本共産党

政治倫理審査会が大野議員を厳しく断罪

本会議での陳謝と文書警告

滋賀県議会政治倫理審査会は12月20日、最終の委員会を開き、大野議員の政治倫理違反について、次のような「講ずべき措置の内容」を決定しました。●本会議での陳謝（審査会が指摘したすべての事実に対して明確に陳謝すること）●文書警告（審査会が政治倫理基準に違反するとして行為を繰り返さないこと）。

日本共産党と杉本県議が大きな役割

杉本県議は、大野県議が弁明において、不適切な発言については謝罪したが、県職員に対して高圧的で不当な要求をおこなった

ことについては全く反省しておらず、今後も同様の行為におよぶ恐れがあることを指摘し、再発を許さないことを担保する措置が必要であると強調しました。その結果、本会議での陳謝だけでなく、文書警告をおこなうことが決められました。

滋賀県議会初の今回の政倫審は、日本共産党県議団の発案によって設置されました。7月～12月の6回の審査会において、杉本県議は、会議の原則公開を主張し、大野議員の職員に対する高圧的な不当要求の背景に、自己の経済的利益追求があることを明らかにするなど、常に審査をリードしてきました。

徹底追及 政治とカネ 不適切な政務活動費は許されない！

議会の自浄作用の発揮を求める

滋賀県議会における政務活動費の不適切な支出が数多く明らかになりました。日本共産党県議団は、その是正について、議会が自浄作用を発揮することを強く求めてきました。この間、旧統一協会関連経費や自己所有の建物への事務所費などについて、不適切な政務活動費だとして、数名の議員が返還をしました。しかし、一部議員において、今日でもその是正が図られていないため、日本共産党県議団は12月14日、議長と自民党会派代表に、次の2点について、是正を図るよう申し入れをしました。①大野和三郎議員の県政報告発行費の二重取り疑惑②白井幸則議員の旧統一協会関連経費の政務活動費からの支出。

大野議員の疑惑を徹底調査し追及

大野和三郎議員の県政報告発行費は、同じ選挙区の県議のそれと比べると、同じ印刷会社で印刷部数もサイズもほぼ同じであるにもかかわらず、約2倍になっています。これについて党県議団は徹底的に調査し、会派と個人の政務活動費から二重に支出されている疑いがあることを明らかにしました。

この疑惑について、まず大野氏本人に公開質問状を出し、回答を求めましたが、何の返答もありませんでした。次に、滋賀県監査委員に、住民監査請求をしましたが、監査対象期限が過ぎていることを理由に却下されました。そこで、大津地方検察庁に刑事告発をしました（裏面に詳細）。

政活費 500万円詐取か

産経 12/15

共産県議2人大野県議を生口発

政務活動費を二重に支出してしまし取ったなどと、共産党の県議2人が14日、虚偽有印公文書作成・同行使と詐欺の罪で、大野和三郎県議(67)無所属を大津地検に告発した。

告発状によると、大野県議は、実際の発行費用はその半分、平成29年度から令和2年度の4年間二重支出を繰り返して、虚偽の政務活動費収支報告書を提出。約500万円をだまし取った。

14日に県庁で記者会見した告発人の杉本敏隆県議は「この問題にけじめをつけなければ今後も同様の問題が起る。検察でしっかり捜査してほしい」と話した。

とされている。この間、告発人の県議らが大野県議に質問状を提出していたが、期限までに返答はなかったという。

大野和三郎議員の県政報告発行費の政務活動費からの二重取り疑惑についての告発状

告発人 杉本 敏隆

告発人 節木三千代

被告発人 大野和三郎

(告発の趣旨)

被告発人は以下のとおり被疑事実があり、これは刑法第 156 条虚偽有印公文書作成、刑法第 158 条第 1 項虚偽有印公文書行使および刑法第 246 条第 2 項詐欺の罪に該当すると思料しますので、捜査の上、厳重に処罰されたく、告発します。

(被疑事実)

被告発人は 2017 年度から 2020 年度において毎年 4 回の県政報告を発行している。その費用は自民党会派の政務活動費と被告発人個人の政務活動費から同額が負担されている。これは一見するとかかった費用を折半して支出しているように見える。しかし、県政報告発行費の主な内容は印刷代と新聞折込代であるが、被告発人の県政報告発行費は、同じ選挙区の県議のそれと比べると、同じ印刷会社で印刷部数もサイズもほぼ同じであるにもかかわらず、約 2 倍になっている(下資料)。これはあまりにも異常である。

この異常が生じる理由は、2017 年度と 2018 年度にまたがって政務活動費から支出されている大野和三郎県政報告 No.18 号の発行費用に係る政務活動費収支報告から判明する。同号の印刷代は、2017 年度の被告発人の政務活動費から 236,322 円負担されている。同号の新聞折込代は 2018 年度の被告発人の政務活動費から 275,578 円負担されている。B3 版チラシの新聞折込単価は滋賀県内ほぼ共通の約 6 円である。これに印刷部数 46,350 を乗じると、被告発人の政務活動費からの折込代とほぼ同額になる。印刷代についても相場の単価 5 円に印刷部数を乗じると、が示す被告発人の 2017 年度に負担した印刷代とほぼ同額になる。よって No.18 号の費用負担は被告発人の政務活動費からの支出(領収書日付は 2018 年 4 月 13 日)でまかなわれていることになる。ところが、2018 年 7 月 11 日に、自民党会派の政務活動費から、被告発人の政務活動費から支出した印刷代と折込代を合計した 511,900 円が No.18 号発行費用として、近江印刷株式会社に送金されている。つまり、511,900 円が二重に支出されているから、他の県議の発行費用の 2 倍になるのである。

このような二重取りが見過ごされてきたのは、被告発人の支出の証明は近江印刷株式会社の領収書であり、自民党会派からの支出の証明は滋賀銀行の送金控であることにある。自民党会派からの送金(見込み)にたいして、近江印刷株式会社が被告発人に領収書を出し、それを利用して被告発人は政務活動費を詐取していると思料される。もしくは、当該領収書が被告発人の政務活動費から実際に支出された金額に対応するものであるならば、近江印刷株式会社と共謀し、自民党会派の政務活動費からの支出を詐取していると思料される。

以上が被告発人の巧妙な手口の経緯であるが、被告発人はかかる経緯の中で、実際には支出していない県政報告発行費をあたかも支出したかのように記載した有印公文書たる収支報告書を作成し、これを議会事務局に提出することで行使した。これらの行為は、虚偽有印公文書作成・同行使罪に該当する。

また被告発人は、実際には支出していない県政報告発行費を詐取し、内容虚偽の収支報告書を議会事務局に提出することに

よって、滋賀県をして被告発人には滋賀県に返還すべき政務活動費は残っていないのだと誤信させ、これにより滋賀県に対する返還債務を免れた。これらの行為は、刑法 246 条 2 項の詐欺罪に該当する。

(告発に至る経過)

政務活動費は県の公金から支出されている。県政をチェックする役目をもつ県会議員が、このような策を弄して政務活動費を詐取していることは、断じて許されるものではない。しかも、この手口は、No.18 号だけでなく、4 年間 16 回の被告発人の県政報告発行費にも使われていると見られ、数百万円の詐取が疑われる。さらに、2021 年度以降も、被告発人の県政報告発行費は他の県議のそれよりもはるかに巨額である。この際、きっちりとケジメをつけなければ、今後もこのような詐欺行為が継続される恐れがある。このため告発人らは、被告発人に対して公開質問をおこなった。しかし、被告発人は何の応答もしなかった。このこと自体が、被告発人の疑惑を深めている。また、告発人らは県議会事務局に対しても被告発人の違法行為を調査するよう求めたが、県議会事務局は近江印刷株式会社への捜査権がないことを理由に調査を拒んでいる。さらに告発人らは滋賀県監査委員に対しても住民監査請求をおこなったが、監査対象事象が期限を超えていることを理由に監査委員は請求を却下した。この件に関しては、滋賀県警察本部も一定把握していると思料されるが、捜査が行われていないようである。

以上のことから、大津地方検察庁におかれては、厳正な捜査をされ、厳重な処罰をされるよう強く希望します。

